

監査委員意見書

令和3年3月18日

広島県監査委員

目 次

定例監査等の結果

1 令和2年度定例監査等の結果	1 P
-----------------	-----

意 見

1 契約事務の適正化について	2 P
2 決裁手続き等の適正化について	2 P
3 行政文書の適正管理等について	3 P
4 内部統制制度の推進について	3 P
5 広島がん高精度放射線治療センターについて	4 P
6 目的税等の有効活用について	4 P
(1) 産業廃棄物埋立税について	
(2) ひろしまの森づくり県民税について	

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について	5 P
--------------------------	-----

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況	6 P
------------------	-----

資料1 令和2年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)について	7 P
---------------------------------	-----

資料2 監査結果に対する措置等の状況	9 P
--------------------	-----

定例監査等の結果

1 令和2年度定例監査等の結果

令和2年度は、県の機関75機関、財政的援助団体等23団体に対し監査を実施した。

その結果、指摘事項56件、改善を求める事項19件、検討要請事項20件となっており、依然として不適正な事務処理等が多数あった。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	75	36	43	15	18	76
財政的援助団体等	23	7	13	4	2	19
合 計	98	43	56	19	20	95

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和2年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)について」参照
7ページ)

意見

1 契約事務の適正化について

契約事務については、競争入札の実施により、契約の公平性、競争性及び透明性の確保に努める必要があるが、本年度も次のとおり不適正な事務処理があった。

この中には、意図的に競争入札を回避したと受け取られかねない事案が含まれており、再発防止に向けて、チェック機能を強化するだけでなく、組織のコンプライアンス意識の向上に努めていただきたい。

また、一者随意契約を行う場合は、本年度会計管理部から発出された随意契約を行う場合の留意点に関する通知を踏まえ、契約の相手方が、業務を実施できる唯一の業者であることについて、裏付けとなる客観的・具体的な根拠を示すよう徹底していただきたい。

さらに、課長名で契約を締結している事案など、職員の契約制度に関する基本的事項に対する理解が不足していると思われる事案が発生していることから、職員に必要な知識を習得させる取組を行っていただきたい。

- (1) 一連の業務を、合理的な理由なく分割して発注し、競争入札を実施していない契約が多数あった。
- (2) 一者随意契約を行うにあたり、契約の相手方が業務を実施できる唯一の業者であることについて、客観的・具体的な根拠が示されていないものが多数あった。
- (3) 契約担当職員である知事ではなく、課長名で契約が締結されているものがあった。
- (4) 委託契約において、予算の裏付けがないにもかかわらず自動更新条項が設定されているものがあった。

2 決裁手続き等の適正化について

本年度は、議会の議決や決裁等を欠いた物品購入が明らかとなり、県民の信頼を大きく損なうこととなった。

このほか、公の施設の利用料金についても、必要な決裁等を経ず特定の者に対し減免することとしている事案があった。

決裁等は県の意思を決定するための重要な手続きであり、職員に決裁等の重要

性を認識させるとともに、意思決定が正しく行われるよう、決裁手続き等の適正化について徹底していただきたい。

また、広島県決裁規程について、新たに減免を行う際の決裁区分の規定の正確な解釈が浸透していない状況が見受けられたため、いかなる権限が誰に任されているのかが明確になるよう、当該規程の改正等について検討していただきたい。

3 行政文書の適正管理等について

行政文書は、行政を適正かつ効率的に運営するとともに、県の活動を県民に説明する責任を果たすため、適正に管理しなければならないが、本年度も起案や契約書の所在が不明となっているものがあつた。行政文書の適正管理の徹底を図っていただきたい。

また、起案文書の作成について、文書管理システムによらないことが常態化している機関が複数あつた。文書管理システムは、行政事務の効率化・高度化を図るためのものであり、文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう徹底していただきたい。

4 内部統制制度の推進について

本年度も、1から3に示したように不適正な事務処理が数多く発生しており、特に、契約事務においては、これまでも指摘等を行ってきたにもかかわらず、意図的に競争入札を回避したと受け取られかねない事案が繰り返されている。

また、議会の議決等を欠いた物品購入が行われていたほか、宮島における樹木の無許可伐採、土壌汚染対策法や広島県文化財保護条例に基づく必要な手続きを欠いた工事の実施など、法令等に違反した事案が判明している。

いずれも、職員のコンプライアンスや職務を誠実に遂行する姿勢が希薄になって、内部統制が十分機能しなかったと思われる事案であり、同様の事案が繰り返されないよう、制度や運用面のどこに問題があつたのか、事案ごとの背景を調査・分析し、根本的な対策を講じる必要がある。

内部統制制度が導入され、これまでも増して、執行機関自らが不適正な事案の未然防止や再発防止に努めることが求められる中、引き続き、知事が先頭に立って組織のコンプライアンスに対する意識醸成等に努め、内部統制が機能するよう取組をより一層推進していただきたい。

5 広島がん高精度放射線治療センターについて

広島がん高精度放射線治療センターについては、開設以来、収益で減価償却費を賄えない厳しい経営状況が続いており、現状のままリニアック（放射線治療装置）を更新すれば、更に損失が拡大することになるが、新たな経営計画は未だ策定されておらず、更新に係る費用負担の在り方等も明確になっていない。

今後の経営見通しや市内4基幹病院の医療機能を再編するという設置目的を踏まえ、関係機関との調整を行った上で、早急に機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、リニアックの整備方針を決定していただきたい。

6 目的税等の有効活用について

(1) 産業廃棄物埋立税について

産業廃棄物埋立税を活用したリサイクル技術の研究開発や施設整備などに対する助成事業については、事業が十分実施されず、予算額を大幅に減額している。

税の目的が達成されるよう、その原因を分析するとともに事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、利活用の促進に向けた検討をしていただきたい。

(2) ひろしまの森づくり県民税について

ひろしまの森づくり県民税を活用した森づくり事業については、事業実績が計画を下回るなど、事業が十分実施されていない状況が見受けられる。

今後、事業の実施に当たっては、森林環境譲与税による事業の開始を踏まえ、森づくり事業を実施する市町と連携するなどして、ひろしまの森づくり県民税が有効に活用され、税収に見合った事業展開となるよう取組を進めていただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

(ア) 土木建築局 令和2年7月22日

(イ) 広島高速道路公社（以下「公社」という。） 令和2年11月26日

※いずれも定例監査に合わせて実施。

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会の調査報告書を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、役員への外部人材の登用や再発防止の取組状況を監理する組織の設置などによりガバナンスの確立を図るとともに、職員研修の実施などにより意識改革等に取り組んでいる。

また県では、連絡調整会議の開催などにより、公社事業の進捗状況や再発防止の取組状況の把握などに努めており、再発防止に向けた体制整備や県と公社との連携強化が図られ、昨年度公社が策定した再発防止策は着実に実施されている。

今後も、再発防止の取組を着実に推進するとともに、公社の更なるガバナンスの強化や意識改革等に取り組む必要があり、県においては、公社の取組状況を定期的に検証するとともに、公社の理事長が推進しようとしている公社改革の実現に向けて、取組を支援するなど、県の外部統制が機能するよう、更なる取組を進めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等104件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は86件(82.7%)、「取り組んでいない」は2件(1.9%)となっている。

<確認結果>

(単位：件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	30年度	元年度	2年度	改善済み・見込み	改善に着手	検討に着手	取り組んでいない	その他
元年度指摘・改善事項			95	(90.5%) 86	(8.4%) 8	(1.1%) 1		
30年度指摘・改善事項		60	7		(71.4%) 5		(28.6%) 2	
29年度指摘・改善事項	80	14	2		(100.0%) 2			
合計			104	(82.7%) 86	(14.4%) 15	(1.0%) 1	(1.9%) 2	

<改善が図られた主なもの>

- ・ 消防用設備保守点検業務委託仕様書の作成に係る組織的なチェック体制の強化等
- ・ 諸手当の認定等に係る組織的なチェック体制の強化等
- ・ 補助金交付決定手続きの迅速化及び事業実績報告書の記載方法の見直し

<改善が不十分であり、引き続き取組状況の報告を求める主なもの>

- ・ 県立広島病院における未収金の解消に向けた取組の強化及び新規発生防止対策の実施

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 9ページ)

令和2年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）について

令和3年3月18日
監 査 委 員

1 定例監査等の実施機関数

令和2年度監査基本計画に基づき県の機関75機関及び財政的援助団体等23団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項56件、改善を求める事項19件、検討要請事項20件である。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	45	20	25	10	14
	教育委員会	23	12	15	2	4
	警察本部	7	4	3	3	0
	小 計	75	36	43	15	18
財政的援助団体等	出資等団体	11	5	12	3	2
	補助金交付団体	5	2	1	1	0
	公の施設の指定管理者	7	0	0	0	0
	小 計	23	7	13	4	2
合 計	98	43	56	19	20	

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果 ※ () 内は、令和元年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	3(1)	1(3)	1(1)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	17(22)	4(6)	4(4)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	14(19)	2(5)	3(1)
	工事(工事や補償に係る事務など)	4(4)	4(1)	0(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	5(6)	4(4)	10(12)
	小 計	43(52)	15(19)	18(18)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0(1)	0(1)	0(0)
	会計処理全般に係るもの	3(9)	0(0)	1(2)
	資産・負債関係に係るもの	1(0)	0(0)	0(0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	5(5)	3(2)	1(0)
	補助金等に係るもの	1(1)	1(0)	0(0)
	公の施設管理等に係るもの	0(1)	0(0)	0(0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	3(0)	0(2)	0(0)
	小 計	13(17)	4(5)	2(2)
	合 計	56(69)	19(24)	20(20)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 委託契約において、知事ではなく、課長名義で変更契約を締結していたもの(商工労働局)
- 土地の使用貸借契約について、借受中の土地に関する起案文書等が所在不明となっていたもの(健康福祉局)
- 広島県民文化センター及び広島県立美術館の利用料金について、必要な決裁及び合議を経ず特定の者に対し減免することとしていたもの(環境県民局)
- 委託契約において、平成 26 年度の消費税率改正に伴う変更契約が行われておらず、また、契約期間について自動更新条項が設定されていたもの(西部建設事務所)
- 委託契約において、具体的な理由なく随意契約をするとともに、契約内容が仕様書で明確に定められていなかったもの(土木建築局)
- 消防用設備の保守点検において、数量を誤って特記仕様書を作成していたもの(食品工業技術センターなど 9 機関)
- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律で定められた手続を行っていなかったもの(環境県民局など 2 機関)
- 手当の支出事務
住居届の指定月確認において、父母等と賃貸借契約を締結している職員に前年 6 月から当年 5 月までの全月分の家賃支払が確認できるものを提出させていなかったもの(福山工業高等学校)

イ 改善を求める事項

- 全て同じ仕様及び工期の 6 件の修繕工事を小規模修繕執行要綱を適用し、同じ業者と随意契約を行っているが、その設計金額の総額が 250 万円を超えていることから、一括発注による競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性及び透明性を確保するよう求めたもの(東部農林水産事務所)
- 起案文書について、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用するよう求めたもの(消防学校など 2 機関)
- 平成 29 年度の監査において、指摘を行った工事について、一部未対応の状況があったことから、工事の品質が確保されるよう警察本部と連携して取り組むよう求めたもの(呉警察署など 2 機関)
- 長期未納(滞納繰越分)の縮減に向けての一層の取組を求めたもの(教育委員会)

ウ 検討要請事項

- 産業廃棄物埋立税を活用した事業について、当初予算額を大幅に減額補正しているものが見受けられることから、その原因を分析するとともに事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど、利活用の促進に向けた検討を要請したもの(環境県民局)
- 広島がん高精度放射線治療センターの設備投資を行うにあたっては、投資計画を立て、それに基づいて実行し、今後の経営見通しや関係機関との調整を行った上で、早急に機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し、リニアック(放射線治療装置)の整備方針を決定するよう要請したもの(健康福祉局)
- 委託業務について、契約の一本化を検討するなど、より適切な契約方法を選択するよう要請したもの(商工労働局)
- ひろしまの森づくり事業について、森林環境譲与税による事業の開始を踏まえ、同事業を実施する市町と連携するなどして、ひろしまの森づくり県民税が有効に活用され、税収に見合った事業展開となる取組を進めるよう要請したもの(農林水産局)
- 公有財産に係る事務手続について、統一的な取扱いに努めるよう要請したもの(総務局)

(2) 財政的援助団体等

- 工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、県知事(建築主事を置く市町村長)への届出を行っていなかったもの(公立大学法人県立広島大学、一般財団法人広島県環境保全公社：指摘事項)
- 満期保有目的債券について、財務諸表に対する注記に記載された帳簿価額が誤っていたもの(公益財団法人広島県地域保健医療推進機構：指摘事項)

※ ●は監査委員意見書に記載している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 平成 29 年度から令和元年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和元年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第 199 条第 14 項）、平成 29 年度及び平成 30 年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 104 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が 86 件で、改善率にして 82.7%（昨年度は 80.3%、一昨年度は 78.4%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるとともに、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分		確認対象件数			措置等の状況				
		30 年度	元年度	2 年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他 ※
元年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関		71	64	6	1		
		出資法人等		22	20	2			
		小計		93	84	8	1		
	重点行政監査 (間接補助金)		2	2					
	計		95	86	(90.5%)	(8.4%)	(1.1%)		
30 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	52	6		5		1	
		出資法人等	3	0					
		小計	55	6		5		1	
	重点行政監査 (指定管理者制度)	5	1					1	
	計	60	7		(71.4%)		(28.6%)	2	
29 年度 指摘・ 改善	定例 監査	県機関	65	9	1	1			
		出資法人等	10	1	0				
		小計	75	10	1	1			
	テーマ監査 (団体等への監査・検査)	5	4	1		1			
	計	80	14	2	(100.0%)				
合計				104	86	15	1	2	

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

なお、定例監査の指摘・改善事項の改善率は、令和元年度監査分が 90.3%、平成 30 年度監査分が 88.9%、平成 29 年度監査分が 98.6%となっている。

年度	指摘・改善事項 件数 A	確認対象外 件数 B ※	確認対象件数 C (A-B)	改善済件数 D			改善率 (D/C)	
				年度				
				30	元	2		
元	93	0	93		84	84	90.3%	
30	55	1	54	48	0	48	88.9%	
29	75	5	70	64	5	0	69	98.6%

※次年度の監査で改善状況を確認する等により、フォローアップの対象としない事項。

2 改善が図られた主な事項

(1) 契約事務に係る不適正な事項について（令和元年度定例監査）

消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備について記載した特記仕様書が実際の種類や数量と相違しているものが多数見受けられたが、原因の分析を行うとともに、現物確認に基づく仕様書の作成や組織でのチェック体制の強化等による再発防止策が講じられ、適正な事務処理の徹底が図られた。（総務局、健康福祉局、農林水産局、土木建築局、教育委員会事務局、警察本部）

(2) 諸手当の認定等に係る不適正な事項について（令和元年度定例監査）

扶養・通勤・住居手当において、認定額や確認すべき事項の漏れについて、原因の分析を行うとともに、組織的なチェック体制の強化等を行い、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局、教育委員会事務局）

(3) 間接補助金等に係る不適正な事務処理について（令和元年度重点行政監査）

補助金執行事務において、補助金交付決定手続が遅延していたケースについては、事業の進捗管理を徹底することにより、適正な事務処理が行われるよう改善が図られた。また、事業実績報告書の実行経費欄に実際に要した経費が記載されていなかったケースについては、実額を記載するよう改められた。（健康福祉局、農林水産局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

県立広島病院の医業未収金等の縮減について（令和元年度定例監査）

県立広島病院の長期未収金については、その縮減に向けて取組が進められているが、依然として多額であることから、未収金の解消に向けた取組をより一層強化するとともに、未収金の新規発生を防止する対策を講じる必要がある。（病院事業局）